

四半期会計基準（案）の概要

制度調査部
古頭 尚志

ASBJの公開草案

【要約】

- 2006年11月1日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び同「適用指針（案）」を公表した。
- 2008年4月1日以後に開始する事業年度より、四半期情報の開示が金融商品取引法上の制度（四半期報告制度）になるため、2005年7月より検討が行われてきたものである。
- 2006年12月25日まで意見募集した結果を踏まえて審議を重ね、2007年3月頃を目途に正式な会計基準、及び適用指針が公表される予定である。
- 本稿では、四半期報告制度導入に至る経緯と会計基準（案）の概要を整理する。

◆四半期情報開示の法制化に向けて

- 2006年11月1日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び同「適用指針（案）」を公表した。2006年6月7日、「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、金融商品取引法の下で四半期報告制度が導入されることになったため、「四半期財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めること」を目的に検討されてきたものである（基準案1項）¹。
- 四半期報告制度とは、上場会社等に対し、3ヵ月ごとに所定の事項を記載した四半期報告書を、当該四半期期間経過後45日以内に内閣総理大臣宛てに提出（開示）することを求める制度である（金融商品取引法24条の4の7）。2008年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。
- 日本における制度上の四半期情報開示は、1999年11月、東京証券取引所がマザーズを開設した際の、マザーズ上場企業への義務付けが始まりと思われる。他の市場については、2003年4月以後開始する事業年度から導入・充実が図られ、証券取引所の自主ルールという形で運用されてきた。

¹ 四半期報告制度や会計基準の検討に関し、制度調査部では以下のレポートを作成している。これまでの議論の経緯がまとめてあるので参照いただきたい。四半期会計基準（案）については①でも簡潔にまとめられている。

- ①2006年10月31日、吉井一洋「四半期会計基準案、公表へ ―四半期3ヶ月の損益は開示、表示科目・注記は簡素化―」
- ②2006年6月27日、横山 淳「四半期報告書の法制化 ―金融商品取引法シリーズ 23―」
- ③2006年2月27日、吉井一洋「四半期は3ヶ月情報開示を！ ―ASBJの論点整理へのコメント―」
- ④2006年1月31日、吉井一洋「四半期会計の論点整理公表 ―四半期3ヶ月の損益は開示、注記は簡素化―」
- ⑤2005年10月31日、吉井一洋「四半期会計の検討状況 ―注記を簡素化―」
- ⑥2005年10月28日、吉井一洋「四半期会計に関するヒアリング ―株主資本等変動計算書、四半期3ヶ月間の情報―」
- ⑦2005年7月11日、吉井一洋「四半期開示、証取法で義務付けへ ―WG報告を承認、ASBJで検討開始―」
- ⑧2005年6月30日、吉井一洋「四半期開示、監査等の対象に ―ディスクロージャーWGが報告―」

○法制化の道筋を示したのは、金融審議会第一部会が公表した2005年6月28日付の報告書である。これを受け、ASBJでは四半期財務諸表の作成基準について検討を重ねている。今回の公開草案に対する意見募集を経て、2007年3月頃までに最終決定する予定である。

○四半期報告書には公認会計士や監査法人によるレビューが要求されるが、この四半期レビューに関する基準の公開草案も同時期に公表されている(2006年11月21日、企業会計審議会監査部会)。

○なお、法制化に伴い、四半期報告書の虚偽記載は刑事罰や損害賠償の対象になる。また、課徴金の対象にもなっている。

図表1 これまでの経緯

時 期	内 容
1999年11月	東京証券取引所、マザーズ市場を開設。同市場の上場企業に四半期開示を導入
2001年8月	金融庁、「証券市場の構造改革プログラム」を公表。取引所等への検討要請として「発行企業の四半期決算短信等による経営情報開示の促進」を明記
2002年6月	東京証券取引所等、「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を作成。段階的に四半期開示を推進する方針を表明
2003年4月	東京証券取引所等、自主ルールとして四半期開示を導入(「四半期業績の概況」で売上高等を開示。ただし、マザーズについては別規定)
2004年4月	東京証券取引所等、財政状態・経営成績に関する四半期開示を導入(「四半期財務・業績の概況」で要約B/S、要約P/Lなどを開示。2007年4月1日以後開始する事業年度より全上場会社に義務付け)
2005年6月28日	金融審議会第一部会、ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告「今後の開示制度のあり方について」を公表。四半期開示の法制化を提言
7月8日	ASBJ、四半期会計基準専門委員会の設置を決定
11月11日	企業会計審議会監査部会、四半期レビュー基準の検討に着手
12月27日	ASBJ、「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」を公表
2006年6月7日	「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立(6/14公布)。金融商品取引法下での法制化が決定
11月1日	ASBJ、「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」、同「適用指針(案)」を公表
11月21日	企業会計審議会監査部会、「四半期レビュー基準(案)」を公表

(出所)各種資料を基に大和総研制度調査部作成

◆会計基準(案)の概要²

○四半期会計基準(案)は、「目的」「四半期財務諸表の範囲」「四半期財務諸表の開示対象期間」「会計処理」「開示」「適用時期」の6項目から構成されている。また、適用指針(案)は、会計処理や開示に関する細則を定めている。

² 全文はASBJのHP (<http://www.asb.or.jp/>) で入手できる。

については、別の取扱いとなる予定である。

<開示>

○開示の項では、科目の表示と注記事項を規定している。科目の表示では、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。ただし、主要な科目を独立して表示しない場合は、その科目と金額を注記することになっている。また、表示科目や表示区分については、年度の財務諸表との整合性を勘案することとされている。

○注記事項は、開示の適時性などを考慮し、中間財務諸表よりも簡略化されている。また、必ず注記しなければならない事項（セグメント情報等）と、該当事由が発生した場合に記載が必要になる事項があり、後者の「該当事由」には、重要な会計処理の原則や手続の変更、株主資本金額の著しい変動、継続企業の前提に対する重要な疑義の存在、などがある。

○表示や注記については、ASBJが記載例を示しているので参照されたい³。

<適用時期等>

○会計基準・適用指針は、四半期報告制度の導入時期に合わせ、2008年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度から適用される予定である。ただし、適用初年度については経過措置が設けられている（図表2の※4を参照）。

○会計基準（案）の審議過程では、いわゆる3ヶ月情報（図表2参照）について、システム変更等の体制整備が必要となるため、一定の経過期間を設けるべきとの意見があった（基準案70項）。しかし、金融庁の反対もあり、今回の公開草案では経過期間に関する規定が削除されている。

◆四半期レビュー（案）の概要⁴

○四半期財務諸表の適正性に関する保証手続のことを「四半期レビュー」という。公開草案は「四半期レビューの目的」「実施基準」「報告基準」で構成されている。

○「四半期レビューの目的」は、「四半期財務諸表の適正性に関し、消極的形式によって結論を表明すること」であり、年度の監査と同様の保証を得ることは求められていない。消極的形式とは「適正性について問題となる事項は認められない」といった形式のことである（年度監査は「適性である」という積極的形式で結論を表明する）。

○「実施基準」では、四半期レビュー計画の策定や、四半期レビュー手続（質問、分析的手続等）について定めている。また、「報告基準」では審査や四半期レビュー報告書の記載方法などについて

³ ASBJのHPに掲載されている『「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」の公表』の4ページ以降を参照。掲載アドレスは以下の通り。

→ (http://www.asb.or.jp/html/documents/exposure_draft/ed16_shihanki/ed16_shihanki_comments.pdf)

⁴ 公開草案は金融庁のHPで入手できる。掲載アドレスは以下の通り。

→ (<http://www.fsa.go.jp/news/18/singi/20061121-1.pdf>)

規定している。

- 四半期レビュー基準は、意見募集を経て企業会計審議会監査部会で最終案を作成し、同総会で正式な基準を確定させ、2008年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表の監査証明から適用される予定である。

(参考) 現在の開示状況

- 東京証券取引所では、市場第一部・第二部上場内国会社の「四半期財務・業績の概況」の開示状況を調査し、結果を公表している⁵。
- 図表4**はその中から4項目を抜粋したもののだが、前年に比べ四半期開示に取り組む会社の割合が高まっており、開示までの所要日数も短縮されていることが分かる（「四半期財務・業績の概況」による四半期情報開示の義務付けは2007年4月1日以後開始する事業年度から）。
- 会計基準（案）においても、「証券取引所の要請に基づく上場会社の四半期開示が定着しつつある」とされている（基準案32項）。

図表4 四半期情報の開示状況

() 内は前年分

項目	2005. 10-12 月期	2006. 4-6 月期
(要約連結) B/S・P/L	92.4% (87.9%)	95.9% (92.0%)
キャッシュ・フロー計算書	59.3% (56.1%)	62.3% (58.6%)
セグメント情報	53.8% (53.4%)	55.8% (51.6%)
開示までの平均所要日数	35.4日 (36.1日)	33.4日 (33.9日)

※調査対象会社は2005. 10-12月期が1731社、2006. 4-6月期が1740社。

(出所) 東京証券取引所の公表資料を基に大和総研制度調査部作成

⁵ 東京証券取引所の右記のページを参照。→ (<http://www.tse.or.jp/listing/kessan/quarter/q-kaiji.html>)